

# スクールネット利用規定

## 第1 利用の基本的考え方

スクールネットの利用に当たっては、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、教科等の目標を達成するためのICT活用および校務の情報化を通して教育の質の向上を目指すものとする。

また、石川県情報セキュリティポリシー基本方針をはじめ、石川県情報セキュリティポリシー対策基準等の諸規程を順守するものとする。

## 第2 Web ページ

Web ページの内容等に関する一切の責任は校長が負う。

### 1 容量

1校当たり1Gバイトとする。

### 2 ファイル名の制限

各ページのファイル名は半角のアルファベット小文字と数字のみとする。

### 3 アップロード

発信する内容は、必ず発信前に校長の決裁を受け、学校Web ページサイト開設書に記載されているユーザー名、パスワードを使用してFTPを利用して行う。

### 4 個人情報等の発信とその範囲

生徒の個人情報をWeb ページで発信する際は、特定の個人が識別されないように留意する。ただし、教育上必要があると校長が認めた場合には、本人及び保護者の同意を得て、発信することができる。その範囲はおおむね次の(1)～(6)のとおりとし、住所、電話番号、生年月日、思想信条、国籍に関する情報は決して発信してはならない。

(1) 氏名

(2) 学校名、学年、クラス

(3) 肖像(写真)

(4) 児童生徒の作品及び学習の成果

(5) 教育課題等に関する意見・考え

(6) 趣味、特技等の生活に関する情報

### 5 リンクの制限

Web ページから教育目的でリンクする相手としては、学校、公的教育機関及び学校教育活動を支援することを目的とする機関に限るものとし、校長に決裁を受けるとともに、必ず相手方の了解を得るものとする。

### 6 情報発信に対する配慮

校長はWeb ページの発信にあたり、人権、著作権、知的所有権、情報モラル等に配慮しなければならない。

### 7 更新

Web ページの内容を定期的に確認し、情報の更新に努めなければならない。

## 8 Webの監視

学校は、自校のWebページに対し常に注意を払い、改ざん等の異常が認められる場合には、速やかに県教育委員会庶務課に報告しなければならない。

## 第3 CMS

### 1 対象

県立学校、市町立学校（金沢市を除く）および県内の教育研究諸団体。利用するにはサイト利用申請書をスクールネット管理者に提出し、管理者の承認を受けなければならない。

### 2 利用時の注意事項

- (1) 内容等に関する一切の責任は、校長（所属長）が負う。
- (2) 利用に関しての規定は、第2項4、5、6、7、8（県教育委員会庶務課を県研修センター総務・広報課に読み替える）に準ずるものとする。

## 第4 電子メール

### 1 学校代表メールアドレス

- (1) 送受信については、校長の管理の下行うものとする。
- (2) メールボックスの容量は1Gバイトとする。
- (3) 添付ファイルの容量は本文とあわせて10Mバイトとする。

### 2 個人メールアドレス

- (1) 発行対象者は、原則として県立学校の正規教職員、臨時的任用講師及びALTとする。
- (2) メールアカウントの追加・削除は年度当初の1回のみとする。ただし、新規採用ALTの追加については、別途定めるものとする。
- (3) 原則として、退職まで変更は認めない。
- (4) メールボックスの容量は50Mバイトとする。
- (5) 添付ファイルの容量は本文とあわせて2Mバイトとする。

### 3 生徒実習用メールアドレス

- (1) 送受信については、教員の指導の下行うものとする。
- (2) メールボックスの容量は20Mバイトとする。
- (3) 添付ファイルの容量は本文とあわせて2Mバイトとする。
- (4) メールアドレスをWeb等で公開しないものとする。

### 4 メールアカウントのメンテナンス

メールアドレスの使用者は、古くなったメールを削除するなどして、メールボックスの容量制限を超えないようメンテナンスしなければならない。

## 第5 ウイルス対策

### 1 ソフトウェアの利用

- (1) スクールネットに接続する機器は、校内サーバを介してスクールネットのウイルス対策用サーバに接続し、ウイルス対策ソフトウェアをインストールのうえ、定期的にパターンファイルのアップデートをしなければならない。ただし、校内サーバーのない所属については、PC端末から直

接スクールネットのウイルス対策サーバーに接続してウイルス対策ソフトをインストールするものとする。

(2) 校内サーバを追加・変更・撤去した場合は、速やかにサーバ名を県研修センター総務・広報課へ報告しなければならない。

(3) ウイルスが検知された場合やHPの改ざんが発見された場合は、適切に対処するとともに、速やかに県教育委員会庶務課へ報告しなければならない。

(4) 市町立学校及び教育研究所団体については、ネットコモンズ管理画面にアクセスするPC端末をあらかじめ定めておくものとし、最新のウイルスパターンファイルを導入するほか、所管する市町等のセキュリティポリシーを順守すること。

## 第6 問い合わせ

スクールネットに関する問い合わせは、スクールネット情報担当者が県研修センター総務・広報課に行うものとする。

附則 平成29年4月1日 一部改訂